

平成23年1月20日開催

全 員 協 議 会 資 料

協議事項

I. 適正な議員定数及び議員歳費の検討について

議会事務局

I 適正な議員定数及び議員歳費の検討について

1 これまでの経過について

昨年4月に議会の附属機関として設置した、「福島町議会基本条例諮問会議」に適正な議員定数（現行12人）の検討、適正な議員歳費の検討を含む4項目を諮問し、昨年12月に次期改選期（平成23年9月）に向けた議員定数及び議員歳費に関する答申を受けました。この答申を受けて、議会運営委員会では4回にわたり検討案等についての協議を行いました。

2 議会運営委員会の検討について

（1）答申内容の整理

① 議員の議会活動日数の整理

表に現れる日数68日、表に現れない日数95日 年間163日は福島町議会議員の活動状況からも妥当な日数である。

② 議員定数の整理

◇ 定数10人とする意見の整理

- ・一人でも多くの民意を反映する視点も必要
- ・常任委員会構成の検討が必要

◇ 現行（12人）のままとする意見

- ・議会活動と役割から現状の人数は必要
- ・民意の反映のためにも現状の人数は必要

③ 議員歳費の整理

◇ 福島町方式の整理

- ・町長職務遂行日数「301日」には、表に現れない日数を含んでいないこと及び天災や災害等の対応が常に必要なことから日数を「365日」に変更しました。
- ・三役給料を大幅に減額したときの対応として、歳費月額に下限を設ける2つの方法を検討しました。

ア．当該方式による算定額の下限は、全道Cランク（類似団体）の議員平均額（176,676円）の90%相当額とする

イ．当該算定方式による算定額の下限は、全道Cランク（類似団体）の議員歳

費の最低額 131,000 円とする

上記のどちらかの方法を採用することで持続的な算定方法として活用できると位置付け、当該方式により標準となる歳費月額を算出することを確認しました。なお、上限は設定しないものとししました。

(2) 検討内容について

① 議員定数について

議員定数は、12 人、11 人、10 人とする 3 つの意見がありました。それぞれの理由と課題等を整理したので、全員協議会で検討していただきます。

区 分	12 人	11 人	10 人
①理 由	<ul style="list-style-type: none"> ○議会活動と役割から現状の人数は必要 ○民意の反映のためにも現状の人数は必要 ○町民の権利と義務を守るためにも必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員一人当たりの町民数が根拠、過去平均 468 人、改選期推計人口 5,150 人とし 11 人 ○民意の反映のため ○答申も 12 人と 10 人の 2 つの意見に分かれていることを考慮した折中案 ○住民の理解が得やすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減により定数減は止むを得ない、答申の 10 人としたい ○近隣町の動向に配慮 ○住民の理解が得やすい
② 常任委員会構成の考え方等	<ul style="list-style-type: none"> ○現行と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ○2 つの常任委員会とし議長は両委員会に所属し、6 人ずつで構成 	<ul style="list-style-type: none"> ○1 つの常任委員会で止むを得ない ○2 つの常任委員会とし正副議長は両常任委員会に所属し、6 人ずつで構成（答申と同じ）
③ 課題等の整理	<ul style="list-style-type: none"> ○町民に理解してもらうこと（納得してもらうこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来的な人口減に対する整理 ○常任委員会に関して両常任委員会に所属する議長の権限が大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ○民意の反映が少なくなる ○常任委員会に関して両常任委員会に所属する正副議長の権限が大きくなる、また 1 つの常任委員会にすると議員の負担が増え、歳費とも密接に関係してくる

② 歳費の算定方式について

福島町議会議員の標準となる歳費月額、答申のあった「福島町方式」を採用することで確認しました。当該方式は、三役給料に連動して歳費月額が算定されることから、給料の大幅な減額に対応するため下限の設定も含めて、見直し案を全員協議会で検討していただきます。

〔答申〕

1. 算定方式名	福島町方式
2. 算定基準	
① 標準率は、議員の活動日数（116日）と町長の職務遂行日数（301日）の比率30%とします。	
② 基準とする給料月額、三役平均給料月額の580,000円とします。	
③ 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整します。 委員長 1.08 副議長 1.19 議長 1.49	
3. 標準とすべき歳費月額	
議員	174,000円
委員長	187,000円
副議長	207,000円
議長	259,000円



〔見直し案〕

1. 算定方式名	福島町方式
2. 算定基準	
① 標準率は、議員の活動日数（116日）と町長の職務遂行日数（365日）の比率30%とします。	
② 基準とする給料月額は、三役平均給料月額の580,000円とします。	
③ 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整します。 委員長 1.08 副議長 1.19 議長 1.49	
3. 標準とすべき歳費月額	
議員	174,000円
委員長	187,000円
副議長	207,000円
議長	259,000円
4. 算定額の下限	決まった内容を記載

③ 歳費月額について

上記②の決定を踏まえ、定数との関係、町財政の動向、過去の改定額（率）及び全道等議員報酬の状況などを含め総合的に判断し、歳費月額を検討していただきます。なお、仮の議員歳費月額を答申のあった「(A)174,000円」と「B」答申額の10%減（平成18年4月時点の歳費月額程度とする）とし、議員定数を12人、11人、10人とした場合のそれぞれの歳費総額は次のとおりです。

(単位：千円)

(A) 答申額の試算		区分	12人	11人	10人
議長(1)	259	月額歳費分	26,940	24,852	22,764
副議長(1)	207	期末手当分	9,553	8,812	8,072
委員長(3)	187	共済費分	4,219	3,868	3,516
議員	174	計	40,712	37,532	34,352
※現行歳費総額=30,789		現行との差	9,923	6,743	3,563

(B) 答申額の10%減(平成18年4月時点の歳費月額程度とする)の試算		区 分	1 2 人	1 1 人	1 0 人
議 長(1)	232	月額歳費分	24,156	22,284	20,412
副議長(1)	185	期末手当分	8,565	7,901	7,238
委員長(3)	168	共 済 費 分	3,982	3,650	3,318
議 員	156	計	36,703	33,835	30,968
※現行歳費総額=30,789		現行との差	5,914	3,046	179

(3) 今後のスケジュール(予定)について

年月日	会 議 名 等	内 容
H23. 1. 20	全員協議会(1回目)	検討案の協議
H23. 1. 26	全員協議会(2回目)	検討案の決定
H23. 1. 31	住民懇談会開催の案内	「議会だより」による周知
H23. 2. 1	町長への説明	検討案の説明
H23. 2. 8	住民懇談会(吉岡地区)	検討案の説明、意見交換
H23. 2. 10	住民懇談会(福島地区)	同上
H23. 2. 21	議会運営委員会(5回目)	住民懇談会の意見等を踏まえて条例改正案をまとめる
H23. 2. 22	町長への説明	条例改正案の説明
H23. 2. 28	全員協議会(3回目)	条例改正案の決定
H23. 3. 8	町長への説明	条例改正案の説明
H23. 4 中旬	議会基本条例諮問会議	改正内容の諮問
H23. 6 中旬	定例会6月会議	関係条例の一部改正の発議
H23. 6 下旬	チラシ配付	改正内容周知チラシを全戸配付

(4) 議員歳費を改正する場合の手続関係の整理について

議会基本条例の施行により、議員歳費を改正するときは必ず議員が提案しなければなりません。一方、町長は福島町特別職報酬等審議会の意見を聞いたうえで提案することができます。また、町長は地方自治法第149条第2号により、予算を調整し及びこれを執行する権利があります。以上から、議員歳費の改正条例を発議するときの執行機関との手続関係を事務局と総務課との実務者段階で協議しています。昨年12月10日の協議結果は、次のとおりです。

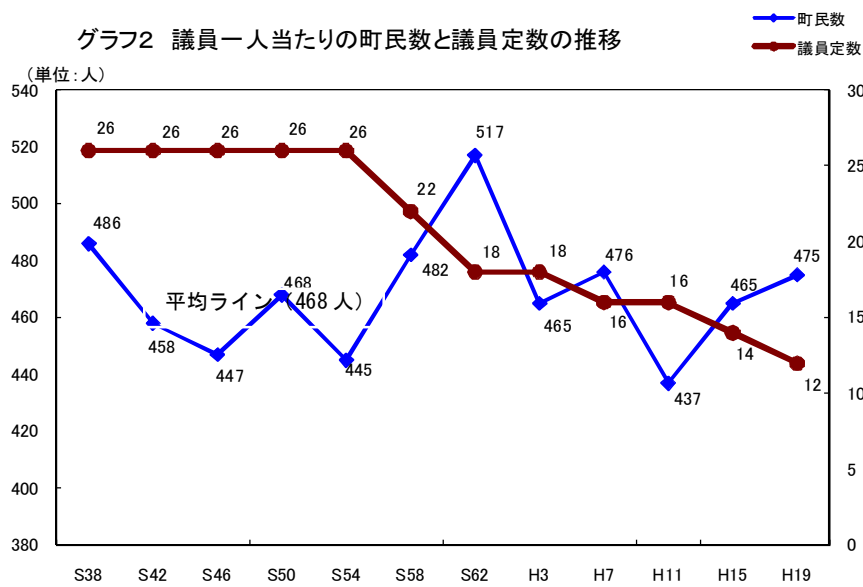
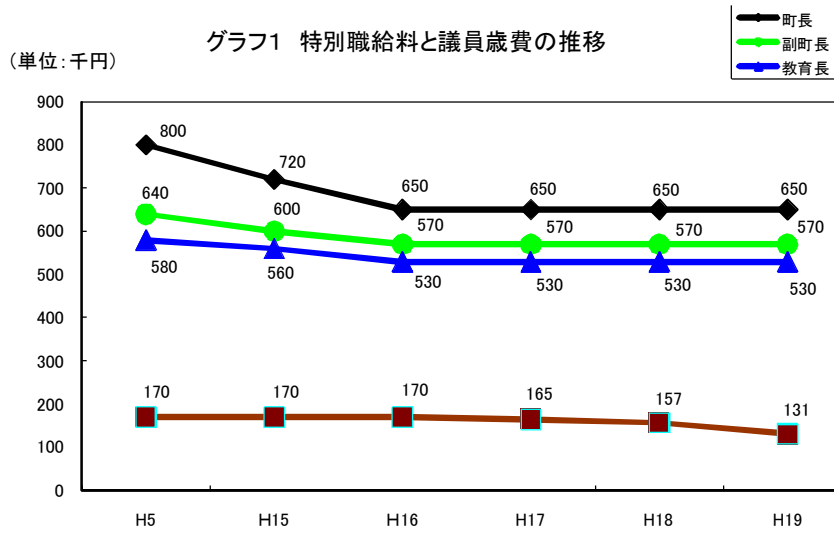
- ①福島町特別職報酬等審議会条例及び福島町議会基本条例の一部改正はしない。
- ②発議するときに、町長と議会の2つの附属機関から意見を聞くことは、広く住民の声を聞く観点からも特に問題はないと考える。
- ③今後に向け具体的な手続きを明確にし、町長と議長が確認する方向で調整する。

3 その他

【参考資料】

- 資料1 特別職給料と議員歳費の推移等グラフ
- 資料2 議員歳費の変遷等（改定額、率、町長給料等）
- 資料3 渡島管内、全道及び全国の議員報酬等（平成22年7月1日現在）
- 資料4 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）
- 資料5 今後の財政推計等（平成22年度～平成26年度）
- 資料6 議会費の一般会計に占める割合（平成22年度当初予算）

資料 1



資料 2

■ 議員歳費の変遷等（改定額、率、町長給料等）

年月日	歳費月額（円）				議員の改定額（円）	議員の改定率（%）	期末手当（支給率）	町長の給料	町長の給料に対する
	議長	副議長	委員長	議員					
S40. 12. 1	12,500	11,000		10,000			300/100	140,000	7.1
S41. 1. 1	20,000	17,000		14,000	4,000	40.0		140,000	10.0
S43. 10. 1	25,000	20,000		17,000	3,000	21.4		170,000	10.0
S46. 7. 1	30,000	25,000		22,000	5,000	29.4		200,000	11.0
S47. 12. 1							400/100		
S48. 4. 1	55,000	48,000	45,000	40,000	18,000	81.8		250,000	16.0
S49. 4. 1	75,000	60,000	55,000	50,000	10,000	25.0		300,000	16.7
S51. 9. 1	100,000	80,000	75,000	70,000	20,000	40.0		360,000	19.4
S53. 6. 1	125,000	100,000	95,000	90,000	20,000	28.6		420,000	21.4
S55. 6. 1	160,000	125,000	115,000	110,000	20,000	22.2		550,000	20.0
S60. 12. 1	200,000	160,000	150,000	140,000	30,000	27.3		600,000	23.3
H2. 4. 1	230,000	175,000	160,000	50,000	10,000	7.1		700,000	21.4
H3. 12. 1							425/100		
H5. 4. 1	255,000	200,000	180,000	170,000	20,000	13.3		800,000	21.3
H15. 4. 1								720,000	23.6
H17. 4. 1	245,000	195,000	175,000	165,000	▲5,000	▲2.9	(355/100)	650,000	25.4
H 18. 4. 1	234,000	184,000	165,000	157,000	▲8,000	▲4.8		650,000	24.2
H 19. 9. 1	198,000	155,000	141,000	131,000	▲26,000	▲16.6		650,000	20.2
H 22. 4. 1							390/100		
H22. 12. 1							370/100		
標準とすべき議員の歳費額	259,000	207,000	187,000	174,000	43,000	32.8		650,000	26.8

〔コメント〕

- ①改定額は S60 の 30,000 円、改定率は S48 の 81.8% がそれぞれ最高となっている。
- ②H5 までの改定額の平均は 14,545 円となっている。
- ③町長の給料に対する比率が最も高いのは H7 で 25.4% となっている。

資料 3

■ 渡島管内、全道及び全国の議員報酬等（平成 22 年 7 月 1 日現在）

人口 段階 区分	町名 (人口)	議員報酬等 (円、%)						給料 (円)
		議 長	副議長	議 員	常任委 員 長	議会運 営 委 員 長	期末手当	町 長
B	鹿部町 (4,595)	239,000 (32.8)	185,000 (25.4)	158,000 (21.7)	167,000 (22.9)	167,000 (22.9)	400/100 加算なし	729,000
C	福島町 (5,244)	198,000 (30.5)	155,000 (23.8)	131,000 (20.2)	141,000 (21.7)	141,000 (21.7)	355/100 加算 15%	650,000
	知内町 (5,227)	243,000 (35.5)	190,000 (27.7)	162,000 (23.6)	171,000 (25.0)	171,000 (25.0)	415/100 加算 15%	685,000
	木古内町 (5,342)	230,000 (54.8)	180,000 (42.9)	153,000 (36.4)	162,000 (38.6)	162,000 (38.6)	350/100 加算 15%	420,000
	長万部町 (6,519)	250,000 (38.6)	205,000 (31.6)	175,000 (27.0)	185,000 (28.5)	185,000 (28.5)	430/100 加算 15%	648,000
D	松前町 (9,300)	257,000 (39.2)	200,000 (30.5)	176,000 (26.8)	183,000 (27.9)	183,000 (27.9)	415/100 加算 15%	656,000
	森 町 (18,174)	265,000 (43.5)	210,000 (34.5)	180,000 (29.6)	190,000 (31.2)	190,000 (31.2)	365/100 加算 15%	609,000
E	七飯町 (28,788)	330,000 (41.4)	260,000 (32.6)	230,000 (28.8)	240,000 (30.1)	240,000 (30.1)	430/100 加算 15%	798,000
	八雲町 (19,052)	295,000 (36.4)	230,000 (28.4)	195,000 (24.1)	205,000 (25.3)	205,000 (25.3)	390/100 加算 15%	810,000

全道	渡島管内	256,333 (38.6)	201,666 (30.4)	173,333 (26.1)	182,666 (27.6)	182,666 (27.6)	411/100	656,644
	C (50)	263,064 (38.0)	209,932 (30.3)	176,240 (25.5)	190,626 (27.6)	190,626 (27.6)	388/100	692,408
	全体 (144)	259,424 (37.5)	207,667 (30.0)	175,445 (25.3)	188,831 (27.3)	189,229 (27.2)	397/100	685,731
	最高	344,000 (音更町)	269,000 (音更町)	240,000 (当別町)	248,000 (当別町)	248,000 (当別町)	445/100 (土幌町)	859,000 (音更町)
	最小	191,000 (音威子府村)	142,000 (音威子府村)	123,000 (音威子府村)	132,000 (音威子府村)	141,000 (福島町)	120/100 (足寄町)	385,000 (中河町)

全国	C (251)	273,657 (41.7)	220,288 (33.5)	198,434 (30.2)	204,273 (31.1)	203,934 (31.0)	336/100	656,818
	全体 (992)	286,507 (42.6)	231,744 (34.4)	210,324 (31.2)	215,331 (32.0)	215,789 (32.1)	343/100	673,069

- 注) 1. 議員報酬等欄の () は町長の給料に対する割合
2. 全国分は平成 21 年 7 月 1 日現在

資料 4

■ 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）

平成16年度から平成21年度までの一般会計の決算状況等は、次のとおりです。

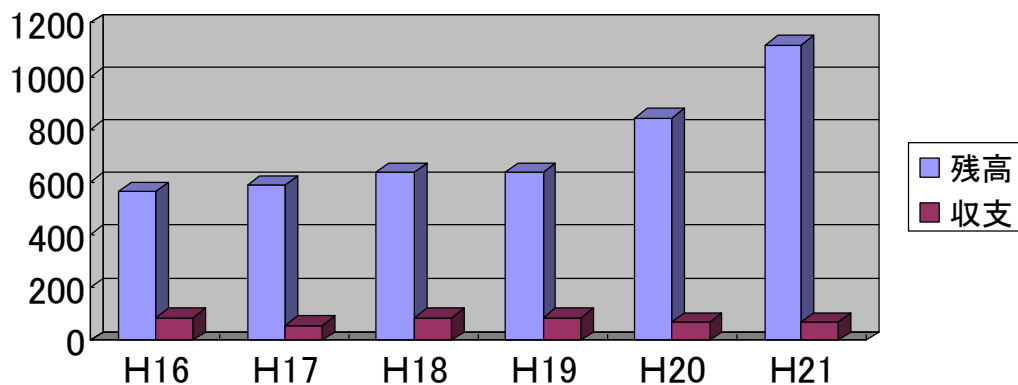
（単位：百万円、％）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳入総額	4,468	3,393	3,047	3,244	3,359	4,054
うち地方税	486 (10.9)	467 (13.8)	445 (14.6)	463 (14.3)	463 (13.8)	428 (10.6)
うち交付税	1,698 (38.0)	1,729 (51.0)	1,760 (57.8)	1,727 (53.2)	1,854 (55.2)	1,893 (46.7)
歳出総額	4,380	3,333	2,957	3,157	3,290	3,984
うち議会費	80 (1.8)	70 (2.1)	66 (2.2)	61 (1.9)	58 (1.8)	64 (1.6)
差し引き	88	60	90	87	69	70
財政調整基金 年度末残高	565	586	634	639	839	1,117
地方債現在高	6,270	6,046	5,636	5,259	4,839	4,737

注) () は構成割合である

基金残高と収支の推移

（単位：百万円）



資料 5

■ 今後の財政推計等（平成 22 年度～平成 26 年度）

平成 22 年 12 月に議決した「福島町まちづくり行財政推進プラン(改定版)」による、平成 22 年度から平成 26 年度までの財政推計等は、次のとおりです。

(単位：百万円、%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	備考
歳入総額	3,486	3,627	3,206	3,353	3,416	
うち地方税	414 (11.9)	399 (11.0)	384 (12.0)	371 (11.1)	355 (10.4)	H21 実績及び H22 年度決算 見込額をベー スに推計
うち交付税	1,908 (54.7)	1,802 (49.7)	1,813 (56.6)	1,813 (54.1)	1,775 (52.0)	H22.10.1 人口 5,216 人により 推計
うち財調繰入金	0 (0.0)	129 (3.6)	57 (1.8)	155 (4.6)	161 (4.7)	歳入不足を補 うための財政 調整基金の取 り崩し
歳出総額	3,486	3,627	3,206	3,353	3,416	
うち人件費	755 (21.7)	710 (19.6)	687 (21.4)	744 (22.2)	658 (19.3)	議員を含む全 ての人件費
うち建設事業	290 (8.3)	672 (18.5)	256 (8.0)	419 (12.5)	541 (15.8)	第 4 次総合計画 後期実施計画 による事業費
差し引き	0	0	0	0	0	
財政調整基金 年度末残高	1,234	1,105	1,048	893	733	

注) () は構成割合である

○ 推計人口

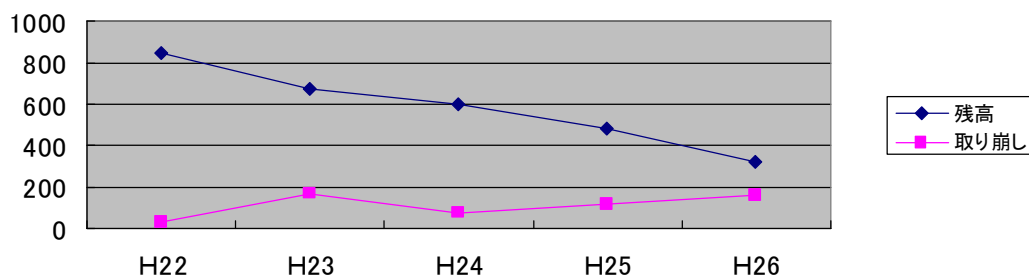
(単位：人)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
4/1 住基	6,158	5,910	5,708	5,549	5,398	5,303	5,151	4,997	4,895	4,694
国調人口	6,795	5,897					5,216			

H16 年度の合併協議時に、(株)ぎょうせいによる人口推計伸び率を H20.3.31 の実績へ乗じて算出

基金残高と取り崩しの推計

(単位：百万円)



資料 6

■ 議会費の一般会計に占める割合（平成 22 年度当初予算）

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
B	鹿部町	20,580	9,142	10,545	9,035	49,302	2,680,000	1.8
C	福島町	20,361	11,885	14,060	15,895	62,201	3,014,621	2.1
	知内町	24,960	9,331	15,682	15,944	65,917	3,536,000	1.9
	木古内町	23,496	12,697	14,719	6,577	57,489	3,780,334	1.5
	長万部町	26,820	11,106	16,425	14,669	69,020	3,832,000	1.8
D	松前町	31,080	12,035	12,743	11,329	67,187	4,629,000	1.5
	森 町	53,520	13,549	23,798	19,105	109,972	8,896,672	1.2
E	七飯町	51,720	17,380	31,166	26,069	126,335	8,790,000	1.4
	八雲町	48,900	10,308	23,152	23,374	105,734	11,738,000	0.9

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
全道	渡島管内	33,493	11,937	18,032	15,777	79,239	5,655,180	1.4
	C (50)	27,216	10,591	14,062	12,846	64,715	5,273,649	1.2
	全体 (144)	27,305	10,251	14,219	13,234	65,009	5,212,150	1.2

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
全国	C (251)	30,517	8,412	14,073	12,893	65,895	4,429,873	1.5
	全体 (992)	36,095	9,505	17,223	15,531	78,354	5,595,033	1.4

注) 全国分は平成 21 年 7 月 1 日現在